

～ 誇れる日本を、ここ山梨市から。～

第 5 次山梨市行財政改革大綱

(令和 5 年度～令和 7 年度)



令和 5 年 3 月

山梨市

はじめに

本市では、平成17年度に行財政改革大綱を策定して以降、17年にわたり途切れることなく改革を進め、市民生活を向上させることを目的とした行財政運営の効率化を図ってきました。

令和2年3月に策定した「第4次山梨市行財政改革大綱」では、計画期間をこれまでの5年間から3年間として、スピード感を持って改革を進めてきたところであります。



しかしながら、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によって、私たちの日常生活は大きく変わりました。外出自粛や密を避け一定の距離を保つソーシャルディスタンスなど、日常生活における様々な制約を経験した中で、学校環境でのオンライン授業や職場環境でのテレワーク及びWeb会議やAIの活用など、「新たな日常」の実現に向けたデジタル化の取り組みが急速に進められています。

また、急激な人口減少社会の到来による生産年齢人口の減少などにより、将来に市税収入が減額となる懸念があります。

さらに、令和22年頃にピークを迎えるとされる高齢化の進行と、これに伴う社会保障費の増加、人口構造の不均衡による地域社会の担い手不足など、自治体運営を取り巻く環境は、大変厳しさを増していくことが予測されます。

このような時代の大きな変革に対応しながら、今後も市民ニーズに対応した行政サービスを提供していくためには、これまで以上に、コンパクトで効率的な行政経営を進めていくことが求められます。

厳しい時代を乗り越え、山梨市の未来を切り拓くため、本大綱の推進目標である「将来を見据えた財政の改革」、「効率化を重視した業務の改革」の取り組みを進め、職員一丸となって健全で持続可能な行財政運営に邁進してまいります。

最後に、大綱策定に当たり、ご審議賜りました山梨市行財政改革諮問会議の委員の皆さまをはじめ、関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

令和5年3月

山梨市長 山梨市行財政改革推進本部 本部長 高木 晴雄

目 次

1 第5次山梨市行財政改革大綱の策定にあたって	
1-1 行財政改革の必要性	1
1-2 行財政改革の位置づけ	1
2 山梨市の現状と行政課題	
2-1 人口減少	2
2-2 財政状況	3
2-3 公共施設の老朽化	5
2-4 歳入の確保と資産の有効活用	5
2-5 新型コロナウイルス感染症	5
2-6 DX 推 進	6
3 第4次行財政改革大綱推進プランの総括	
3-1 第4次行財政改革大綱推進プランの進捗状況	7
3-2 基本目標別達成状況	7
4 大綱の基本事項	
4-1 基本目標	8
4-2 推進期間と推進体制	8
(1) 推進期間	
(2) 推進体制	
5 改革の推進目標	
5-1 推進目標及び重点取組施策	9
<u>1 将来を見据えた財政の改革</u>	
① 財政の健全化対策	
② 財源の確保と新たな財源の創出	
③ 公共施設の管理運営経費の縮減	
<u>2 効率化を重視した業務の改革</u>	
④ 業務の改善	
⑤ 行政評価	
⑥ ICT（情報通信技術）の推進	
⑦ 人事の改革	

6 自治体 DX の推進	11
---------------------	----

参考資料

○ 山梨市行財政改革諮問会議設置条例	12
○ 山梨市行財政改革推進本部設置規程	13
○ 第5次山梨市行財政改革諮問会議委員名簿	14

1 第5次山梨市行財政改革大綱の策定にあたって

1-1 行財政改革の必要性

行財政改革とは、多様化・複雑化する行政課題に対応し、行政サービスの一層の向上を図るために、組織制度や行財政運営の在り方を見直し、適正化・効率化を図る取組であり、一過性のものではなく、継続して行う必要があります。

基礎自治体である本市には、急速に変化する社会経済情勢やそれに伴い発生する新たな行政課題へ柔軟に対応し、将来にわたって質の高い行政サービスを提供することが求められ、安定した行財政基盤を築く必要があります。特に人口減少社会が行政運営にもたらす様々な課題に対して、早急に取り組んでいかなければならないものと考えております。こうしたことから、更なる業務の効率化に取り組み、限られた経営資源の効果的な活用に向け、職員が一丸となって行財政改革に取り組むための新たな指針として、「第5次山梨市行財政改革大綱」を策定します。

【地方自治法 第2条 抜粋】

第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第15項

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

地方自治体は『最少の経費で最大の効果を挙げる』ことを常に強く求められます。

1-2 行財政改革の位置づけ

山梨市行財政改革大綱は、行政サービスの必要性とそのあり方を再点検し、「最少の経費で最大の市民サービスを実現する」ために、市が取り組むべき行財政改革の方向性を示した基本指針です。

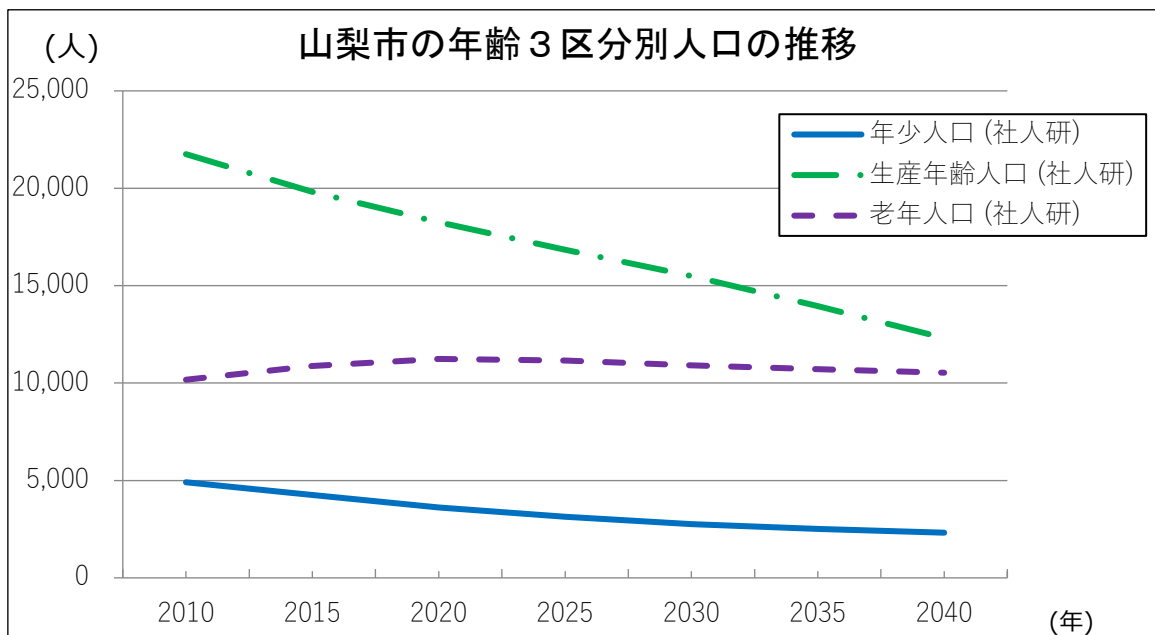
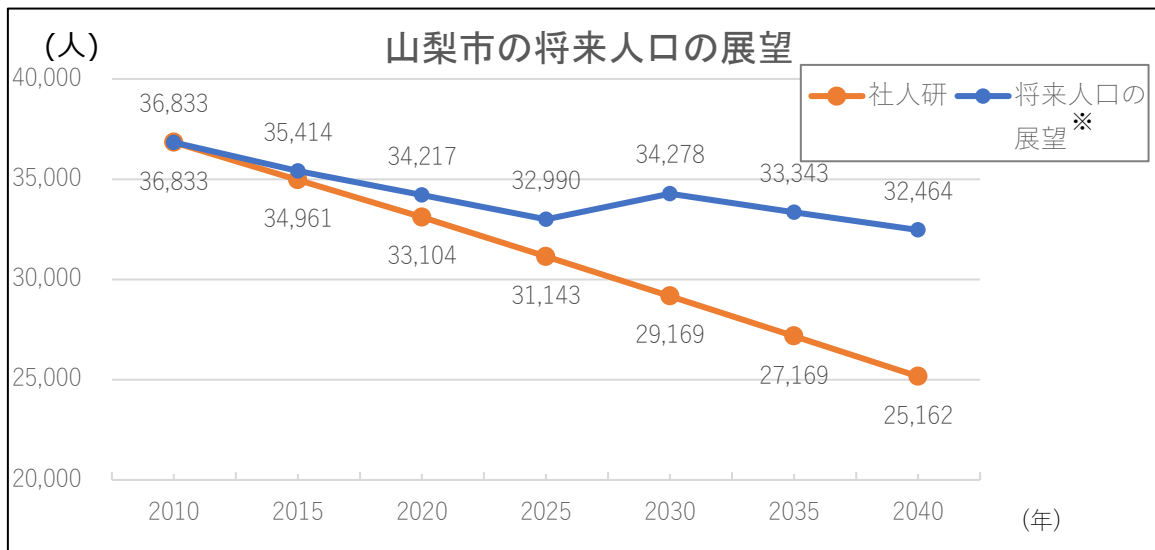
また、本市の最上位計画である「第2次山梨市まちづくり総合計画」を支え、着実に推進するために必要な基盤的取組と位置づけています。「第2期中期計画」の将来像と共通するものとして関連付けており、新大綱においても理念を踏まえて整合性を図ります。

2 山梨市の現状と行政課題

2-1 人口減少

市の人口は、終戦後に急増しましたが、戦後の復興時は徐々に減少していき、1970年代の高度経済成長期後期から2000年代までは人口が微増するものの、以後の減少が続き、今後も減少し続けると推計されています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口推計を見ると、人口は減少の一途をたどり、令和2(2020)年の国勢調査では33,435人であった人口が令和12(2030)年には29,169人、令和22(2040)年には25,162人まで減少する見通しとなっております。老年人口は、全体に占める割合が拡大し、今後も高齢化が拡大するものと見込まれます。



出典:令和2年3月改定「山梨市人口ビジョン」社人研の推計値を利用

※将来人口の展望 … 山梨市の「人口減少問題に対する方向性」に沿った施策展開による効果から期待される将来人口推計値

2-2 財政状況

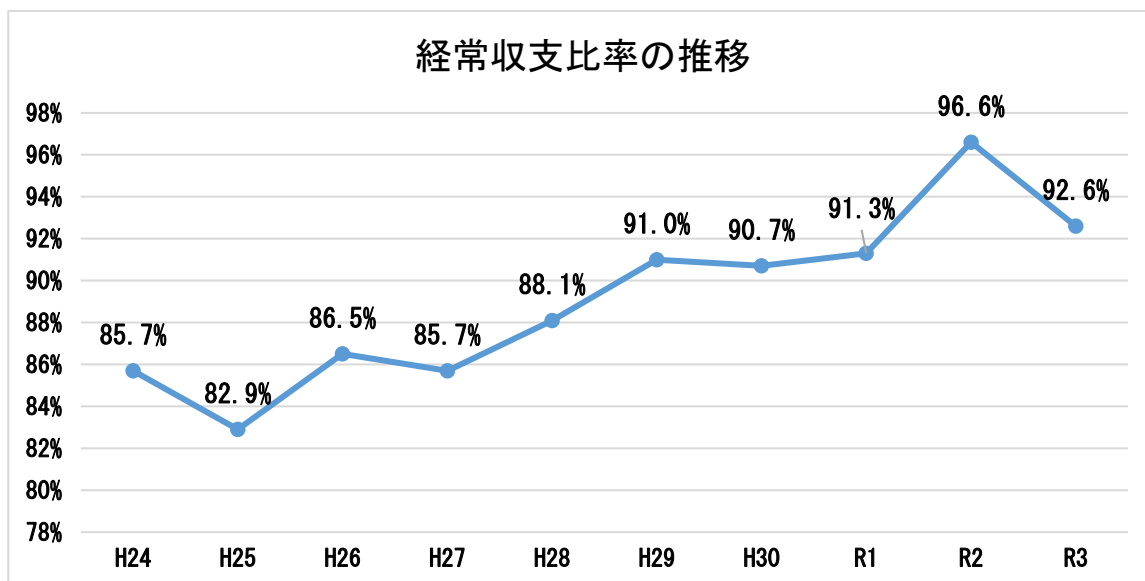
本市の財政状況をみると、令和3年度決算状況調査では、地方税では、法人市民税やたばこ税は増額となりましたが、個人市民税や固定資産税の減額などにより、全体としては減額となりました。

歳出においては、義務的経費では、子育て世帯や困窮世帯への給付金事業費の増額等による扶助費並びに人件費及び公債費も増額となっています。

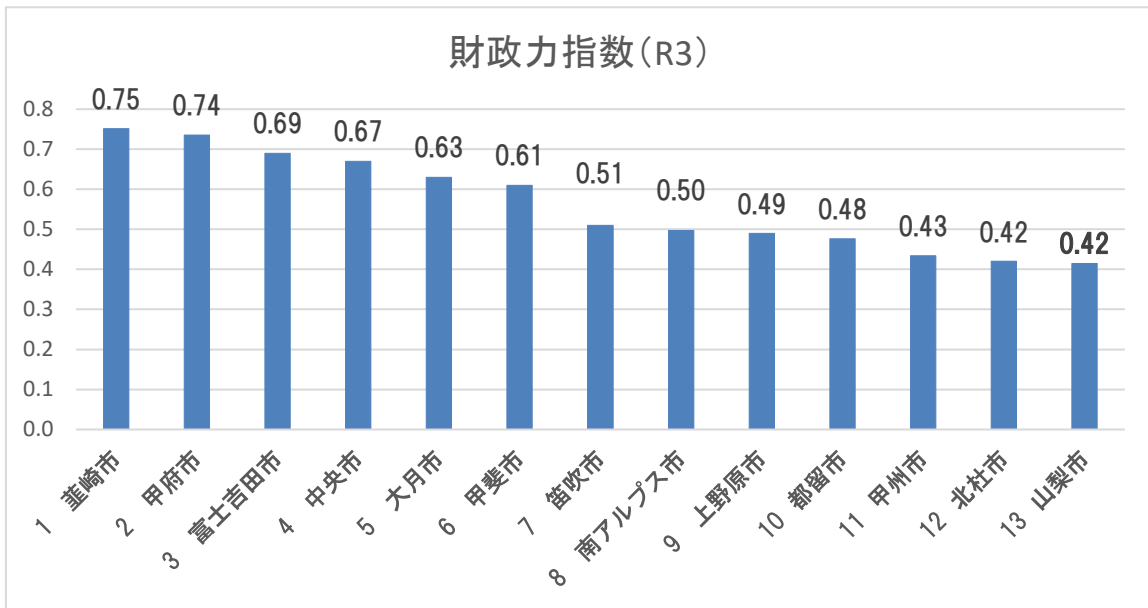
財政運営の硬直具合を表す「経常収支比率」については、公債費元金償還金の増額などで経常経費充当一般財源が増加しましたが、臨時経済対策費及び基準財政需要額の増加などによる地方交付税の増額により経常一般財源が増額になったことから、対前年度比4.0ポイント減少し、92.6%に改善しました。

自治体財政力の目安となる「財政力指数」は、0.42（3か年平均）で前年比同率、県内でも下位の状況であることから、これを引き上げる取り組みが必要であります。

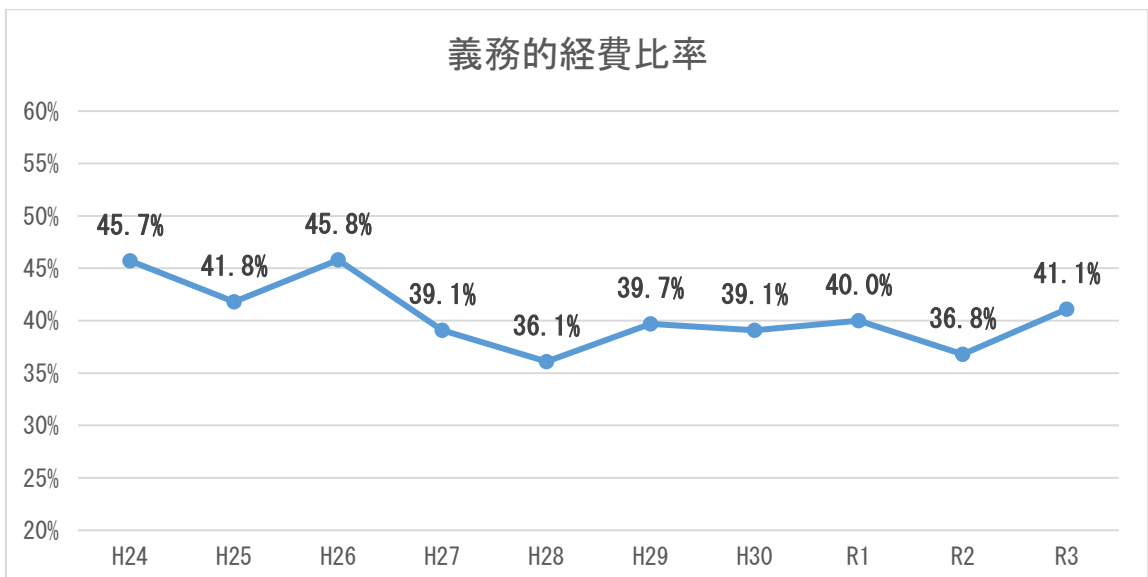
今後の課題としては、社会保障関連経費の増大に伴う扶助費等の増加や退職年齢引き上げに伴う人件費の増加など、財政の硬直化を招く“義務的経費”の増加が懸念されます。



★経常収支比率・・・地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年経常的に支出される経費に充当する一般財源（地方税、普通交付税、臨時財政対策債等）が占める割合。この割合が低いほど、財政にゆとりがありさまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示す。



★財政力指数・・・基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合で通常3ヵ年の平均で示される。
 (1に近いほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は普通交付税の不交付団体となる)



★義務的経費・・・一般歳出における人件費・扶助費・公債費のこと。国または地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務付けられている経費。
 (地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性の強い経費)

- ▶人件費…職員給料や議員報酬
- ▶扶助費…生活保護法や児童福祉法などにに基づき公的扶助制度の一環として対象者に支給する費用。
- ▶公債費…地方自治体の借入金を返済するために必要な経費。

2-3 公共施設の老朽化

本市が保有する公共施設（公共建築物）は、249 施設 510 棟あり、これらの施設のうち約 70%が建築から 30 年以上が経過しており、今後一斉に更新時期を迎えることとなります。

施設の安全性を確保するため、今後は定期メンテナンスや更新・建替の重要度が一層増す一方で、それに係る費用が膨大となることが見込まれる状況です。

公共施設を市民が安全に利用し、行政サービスを維持・向上していくため、山梨市公共施設等総合管理計画の個別施設実施方針として、令和 3 年に策定された「山梨市公共施設マネジメント計画」に基づき、施設数・施設規模等の適正化、適正な維持管理などに努めております。

2-4 歳入の確保と資産の有効活用

安定的な財政基盤を確保するため、市税等収入は重要な自主財源であり、収納率の向上に取り組んでいます。また、公正・公平性を確保するため、滞納分に対する債権差押を実施しています。自動音声電話催告システムの活用等、更なる収納率の向上に向けた取組みが求められています。

また、市の土地や建物等の資産を経営資源ととらえ、あらゆる資産を最大限に有効活用することで、市民サービスの向上、財政の健全化、市民生活や地域経済を含めた市全体の発展・活性化を目指し取り組んでいます。

資産の有効活用に当たっては、市が主体となる事業のほか、貸付・売却により、民間等を主体とする事業を含めて検討し、公共性・公益性を重視した政策的な活用を図り、公共性・公益性を重視した利用では十分な活用が見込めない資産については、財源確保という観点からも、積極的に売却を検討する必要があります。

2-5 新型コロナウイルス感染症

令和元(2019)年 12 月に中国湖北省武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症は、その後、全世界に拡大し、人々の生命及び健康に大きな被害をもたらしました。

本市においては、学校休校やイベント開催及び公共施設利用の自粛、移動抑制のお願いなど、社会や地域経済の多方面に影響を与えました。また、日常生活と感染防止対策を両立していくための「新しい生活様式」の実践が進み、人々の生活や行動にも大きな変化を及ぼしていく中、行政における「デジタル化」の遅れなど、様々な課題が浮き彫りになりました。

2-6 DX 推進

新型コロナウイルス感染症流行後、全国の自治体で、感染症対策や特別定額給付金事務において利用者視点での情報システム構築が不十分であったことや、非対面／非接触による住民への行政サービスが不十分であることなど、新たな課題が顕著化しました。また、日常生活においてインターネットを使いこなす、いわゆる「デジタルネイティブ世代※」と、それらを使うことがない世代の間で大きなギャップが生じていることも大きな課題であります。

市では、国の「自治体DX推進計画」に基づく行政システムの標準化を進めるとともに、誰もが取り残されないデジタル化の推進を念頭に、すべての市民がデジタルの恩恵を享受できる行政サービスの構築を進めなければならないものと考えております。

※デジタルネイティブ世代 … 学生時代からインターネットやパソコンのある生活環境の中で育ってきた世代

【自治体におけるDX推進の意義】

※総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」より抜粋

新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められている。こうした認識に基づき、…目指すべきデジタル社会のビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きい。

3 第4次行財政改革大綱推進プランの総括

3-1 第4次行財政改革大綱推進プランの進捗状況

山梨市では、大綱の策定とともに、大綱で定めた基本目標ごとに具体的な「実施事項」を定め、実施事項に「改革の目的」を掲げ、全ての項目において、「定量目標」「定性目標」を設定した、行財政改革大綱推進プランを策定しました。それぞれ進捗管理を実施、行財政改革推進本部による評価を行いました。

第4次行財政改革大綱推進プランの進捗状況については、令和3年度末時点では次のとおりです。

3-2 基本目標別達成状況

	A	B	C	D	E	F	計
基本目標1	2 (4.4%)	28 (62.2%)	9 (20.0%)	4 (8.9%)	2 (4.4%)		45 (100%)
基本目標2	2 (6.9%)	17 (58.6%)	7 (24.1%)	1 (3.4%)	2 (6.9%)		29 (100%)
基本目標3		3 (50.0%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)			6 (100%)
基本目標4		11 (73.3%)	3 (20.0%)	1 (6.7%)			15 (100%)
計	4 (4.2%)	59 (62.1%)	21 (22.1%)	7 (7.4%)	4 (4.2%)	0 (0.0%)	95 (100%)

行財政改革大綱推進プラン目標達成度

区分	達成の度合	定量的な判断基準	定性的な判断基準
A	目標を上回る達成	成果が110%以上	目標を大幅に上回る成果
B	ほぼ目標どおりの達成	成果が90%~109%	ほぼ期待どおりの成果
C	目標を下回る達成	成果が70%~89%	期待をやや下回る成果
D	目標を未達成	成果が50%~69%	期待を下回る成果
E	目標を著しく未達成	成果が50%未満	期待を大幅に下回る成果
F	未着手	未着手	未着手

3-2のうち、税、保険料、公共料金に係る収納率達成状況

基本目標1	a	b	c	計
課題項目2	20 (57.1%)	6 (17.1%)	9 (25.7%)	35

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

目標達成度

達成度	判断基準
a	年度別数値目標に対し、目標値以上の収納率を達成した項目
b	年度別数値目標に対し、95%以上の収納率を達成した項目
c	年度別数値目標に対し、95%未満の収納率にとどまった項目

4 大綱の基本事項

4-1 基本目標

■ 簡素で効率的な行政経営の推進

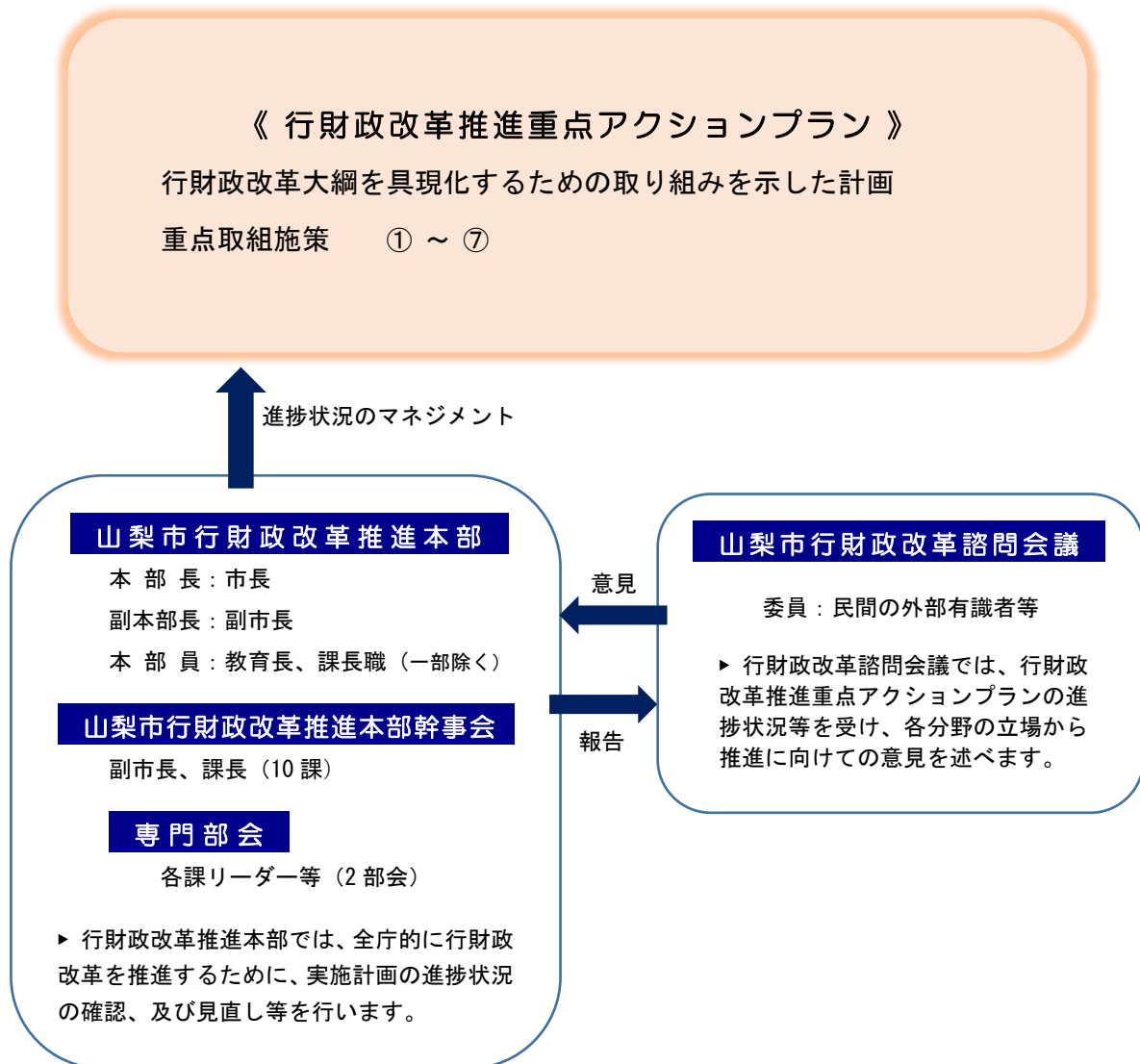
行財政改革における最少の経費で最大の効果を挙げるという原則を堅持するとともに、多様化する市民ニーズへの対応や厳しい財政環境などに的確に対処していくため、簡素で効率的・効果的な行政経営をより一層推進します。

4-2 推進期間と推進体制

(1) 推進期間

新大綱の推進期間は令和5年度から令和7年度までの3年間です。

(2) 推進体制



5 改革の推進目標

5-1 推進目標及び重点取組施策

■ 推進目標 1 将来を見据えた財政の改革

急速な人口減少社会の到来に伴い、生産年齢人口の減少も進むなか、一般会計、特別会計、企業会計問わず、限られた財源の中で更なる財政の健全化（安定化）が求められています。民間経営理論を応用した成果重視型行財政改革を掲げ、スクラップアンドビルド（または、ビルドアンドスクラップ）による事務事業、政策事業の精査、将来を見据えた予算編成としてバックキャストिंग※¹やフォアキャストिंग※²の視点からもワイズスペンディング※³の徹底を図り、行財政改革に取り組めます。

※¹バックキャストिंग … あるべき未来から振り返って何をすべきか考える手法。未来逆算型。

※²フォアキャストिंग … 未来予測型の発想法。

※³ワイズスペンディング … 「賢い支出」という意味。財政不況の際、将来的に利益・利便性を生み出すと見込まれる事業を選択することが望ましい意。

◇ 重点取組施策 *具体的な取組事項は「行財政改革推進重点アクションプラン」参照

① 財政の健全化対策

各会計における中期的な財政計画書（見通し）や経営戦略の見込みとなる数値の精度を高めたものを作りこみ、将来的な決算数値との乖離を最小限に止め、ワイズスペンディングに努めます。また、受益者負担原則の厳格化、工事費や修繕費の適正執行、保険給付費の適正化を進め、一般会計からの繰出金抑制に努めます。さらに、統一的な基準による地方公会計の整備により、事業や施策の分析を行い、財政状況等を的確に把握したなかで、安定した財政運営に努めます。

【主な取組項目】 ○各会計の中期財政計画の推進
○地方公営企業の健全財政の堅持

② 財源の確保と新たな財源の創出

市税収入の安定化を図るため、納期限納付の徹底、市税等の新たな納付手段の推進、適切な滞納処分に取組めます。また、新規産業誘致による雇用の創出、既存企業の産業育成や雇用の拡大、未利用財産の活用や売却処分等による財源の確保に取り組めます。さらに、受益水準に合わせた、各種使用料・手数料の適正な見直しに努めます。

【主な取組項目】 ○市税の収納率の向上対策 ○市有未利用財産の有効活用
○保険料、公共料金等の収納率の向上対策 ○受益者負担の適正化

③ 公共施設の管理運営経費の縮減

公共施設等総合管理計画個別計画を全庁的に推進し、今後30年先を見据えた施設の統廃合や長寿命化対策を検討し、維持管理経費の縮減に努めます。それと並行し、PFI/PPP等民間資金を活用した公共施設の運営を推進するとともに、成果連動型民間委託契約方式（PFS※）なども研究し、行政サービスの向上や財政資金の効率的使用を目指します。

【主な取組項目】 ○公共施設等マネジメント計画の推進 ○民間資金（PFI/PPP）の活用

※PFS … 自治体等が民間事業者に事業委託する際に、サービスの成果（アウトカム、アウトプット）に基づいて、報酬額を変動させる仕組み

■ 推進目標 2 効率化を重視した業務の改革

社会情勢の変化に伴い、新たな課題や市民ニーズに対応していくため、最適な行政サービスの在り方を的確に把握し、質の高い行政サービスを推進していく必要があります。聖域なき行財政改革を目指すため、形骸化している事務事業やルーティン化している事務処理の払拭策としてのエビデンス思考（E B P M）に立ち戻った業務の改革に取り組めます。

◇ 重点取組施策 *具体的な取組事項は「行財政改革推進重点アクションプラン」参照

④ 業務の改善

事務改善対策におけるアウトカム指標の採用、外部評価制度の導入に向けたスキームの構築を図り、事務の改善及び効率化に努めます。また、民間の活力を生かし、指定管理者制度、P F I、プロポーザル方式等の官民連携手法を導入する場合には、より効果的、効率的な業務の発注となるよう、広聴広報機能を拡充させ、あらかじめ民間事業者からの積極的な提案を促すなど、民間提案を受け付ける制度の充実に努めます。

【主な取組項目】 ○指定管理者制度の効果的な活用 ○事務改善委員会の活用

⑤ 行政評価

現在の事務事業評価項目について、適切な目標設定と効果的な数値を定量的に示せるように改良し、また、予算措置との確実な連携がとれるような仕組み作りに努めます。さらに、必要に応じ、外部有識者の意見を取り入れた施策評価、事業仕分け的な要素を取り込むよう取組めます。

【主な取組項目】 ○外部評価・施策評価の導入 ○事務事業評価の活用

⑥ I C T（情報通信技術）の推進

限られた人材、資金等の行政経営資源の効率化の観点から、各種業務へのA Iなどを活用したI C Tの推進を図り、得られた行政経営資源を、きめ細やかな市民サービスに展開します。また、マイナンバーカードの普及をさらに強化し、マイナンバーカードの利用シーンを広げていきます。さらに、I C Tやオープンデータ※¹を使った業務改革といった取組みを追及していきます。

【主な取組項目】 ○I C Tを活用した市民の利便性向上 ○マイナンバーカードの普及
○自治体マイナポータル※²の導入検討

※¹ オープンデータ … 機械による判読が可能な形式で提供される2次利用可能な公共データ。

※² マイナポータル … 政府が運営するオンラインサービスのこと。

⑦ 人事の改革

職員個々の能力や実績を的確に把握し、「適材適所の人事配置」「メリハリのある給与処遇」を行い、職務遂行意欲を向上させ、公務能率の一層の促進を図っていきます。職場環境の改善として、職員個人がより充実した生活を送りながら働けるよう、ライフステージに応じたワークライフバランス※を推進します。

【主な取組項目】 ○職員数の適正化対策 ○職場環境の改善
○時間外勤務の縮減対策

※ワークライフバランス … 国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

6 自治体 DX の推進

国においては、令和 22(2040)年頃の人口減少下において、少ない職員数でも行政サービスの水準を維持するため、簡易な事務作業については AI※¹ や RPA※² 等で省力化し、職員は企画立案業務や直接的なサービスの提供に注力するため、スマート自治体への転換を促しています。

更に、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大で全国的にデジタル化が加速し、行政サービスにおいてもオンライン化の推進やキャッシュレス決済といった非接触型への対応など、スピーディな対応が求められています。国ではポストコロナ時代のデジタル社会実現の司令塔として、令和 3 (2021)年 9 月にデジタル庁を創設し、「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、地方のデジタル化により地域課題を解決し、都市に負けない利便性と可能性を実現するための取組を始めています。

本市においても、加速化する自治体 DX に柔軟に適応するため、全庁横断的にデジタル化に取り組み、市民目線に立った「サービスデザイン思考※³」を取り入れながら、市民満足度の高い行政サービスを提供するとともに、AI や RPA 等を活用した業務改善により働き方改革に取り組んでいきます。

目指すべき姿とデジタル化推進に向けた具体的な取組

市の目指すべき姿を次のとおり示し、行政サービスの向上と行財政運営の効率化を図ります。なお、デジタル化推進に向けた取組は、総合政策課(デジタル戦略推進担当)が中心となり推進を図ります。

目指すべき姿	デジタル化推進の具体的な取組項目
1 行かなくてもよい市役所に	オンライン手続きの普及・促進
2 書かない、待たない市役所に	窓口のデジタル化
3 紙からデジタルに	デジタル化による業務の効率化、資源節約
4 すべての市民がデジタル化を享受できる社会に	デジタルデバインド(情報格差)対策
5 DX を成し遂げる人材・組織に	デジタル化推進体制の構築
6 地域の枠を越えた自治体連携によるデジタル化の推進	広域連携による業務効率化、共同化の推進

※¹ AI …Artificial Intelligence の略称で、人工知能と訳される。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わりコンピュータに行わせる技術。

※² RPA … Robotic Process Automation の略称で、人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。

※³ サービスデザイン … 市民にとって望ましい継続的な“体験”を提供するための仕組みをデザインすることで、新しい価値を創出するための方法論。

参考資料

○山梨市行財政改革諮問会議設置条例

平成19年3月27日

条例第1号

(設置)

第1条 市民ニーズの多様化、地方分権の進展、厳しい財政状況等の社会情勢に対応し、簡素で効率的な行財政運営を推進するにあたり、有識者の助言や意見を反映させるため、山梨市行財政改革諮問会議（以下「諮問会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 諮問会議は、市長の諮問に応じ、行財政の効率化等に関する重要事項について、調査及び審査する。

(組織)

第3条 諮問会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市内外の学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 諮問会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、諮問会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 諮問会議は、会長が招集する。

2 諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 諮問会議の庶務は、財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日条例第4号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第28号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の山梨市行財政改革諮問会議設置条例の規定により山梨市行財政改革諮問会議の委員に委嘱されている者の任期は、この条例による改正後の山梨市行財政改革諮問会議設置条例の規定にかかわらず、当該委嘱された日から3年とする。

(設置)

第1条 市民ニーズの多様化、地方分権の進展、厳しい財政状況等の社会情勢に対応し、簡素で効率的な行財政運営を推進するため、山梨市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施計画の推進に関すること。
- (2) 行財政改革大綱の策定に係る調査研究及び総合調整に関すること。
- (3) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、市長、副市長、教育長及び課長職をもって組織する。

- 2 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を代表し、本部の事務と会議を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第4条 本部の機能を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成員は、本部長が任命する委員をもって充てる。
- 3 幹事会に会長、副会長を置き、本部長がこれを任命する。
- 4 幹事会は、会長が招集し、掌理する。
- 5 会長は、幹事会の協議結果を本部長に報告するものとする。

(専門部会)

第5条 幹事会に、その活動を補佐するため、課題ごとに調査研究を行う専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の構成員は、本部長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、構成員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会の協議結果を幹事会に報告するものとする。

(任期)

第6条 本部長並びに幹事会及び部会の委員の任期は、行財政改革推進期間が完了するまでの間とする。

(庶務)

第7条 本部、幹事会及び部会の庶務は、財政課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月25日告示第166号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日告示第30号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日告示第32号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日告示第34号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

第5次山梨市行財政改革諮問会議委員名簿

(令和4年11月1日就任)

役職名	氏名	役職
会長	ふじはらまさふみ 藤原真史	山梨大学生命環境学部准教授
副会長	うちだ あやこ 内田文子	合同会社カタコトデザイン代表
委員	さとよし みきお 里吉幹夫	元山梨市財政課長
委員	おだぎり はるみ 小田切春美	元山梨県県民生活部長
委員	おおむらしょうじ 大村正治	元山梨市代表監査委員
委員	なとり しげひさ 名取茂久	山梨市区長会長



第 5 次山梨市行財政改革大綱（令和 5 年度～令和 7 年度）

山梨市役所財政課

〒405-8501 山梨県山梨市小原西 843

TEL 0553-22-1111（代表）FAX 0553-23-2800